三平事務所通信 2015.3.1

【コラム】

三平　和男

現在の日本は、高齢化だけでなく、障害者数の増加やストレス社会を背景にした精神障害の増加など「障害の普遍化」が進んでいる状況です。

そこで企業では、障害マネジメントを含めた人事労務管理が必要となってきており、障害者雇用に関して企業の社会的責任（CSR）の観点からだけではなく、人事労務管理の視点からもとらえることが重要となってきています。

障害者を雇用することが、職場全体の環境改善のきっかけとなり、業務の見直しによる残業時間の削減、職場の組織風土の改善などの好事例が多く挙がってきています。

障害者雇用については、様々な障害の種類、程度に応じた人事労務管理上の配慮を行うことが、企業に求められてきています。具体的には、施設・設備の改善や適切な安全対策をとるといった職場環境改善だけではなく職務内容の再構築、勤務開始・終了時間の繰り上げ・繰り下げ、短時間勤務や休暇取得の配慮といった人事労務管理面について対応していく必要があります。

当事務所は、障害者の就労支援について、障害者の就労支援施設とも連携して積極的に取り組んでおります。是非、お気軽にご相談下さい。

また、就労支援についてはがん患者についても大きな課題となっており、厚生労働省としても具体的な取り組みを始めています。現在、日本における１年間の新規がん罹患数は約80万人にのぼり、そのうち3割は20歳～64歳の年齢層で罹患しています（平成20年地域がん登録全国推計によるがん罹患データ）。また、平成26年2月には働きながら治療を受けているがん患者の推計データを厚生労働省が初めてまとめ、全国に32．5万人いることが公表されました。

平成24年度に策定された第2期がん対策推進基本計画では、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」が分野別施策として新たに追加されました。これを受け、厚生労働省は平成25年度からがん患者の相談支援体制の強化として、全国のがん診療連携拠点病院に社会保険労務士等の就労専門家を配置する事業を開始しました。現在、北海道、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、石川県などの一部の医療機関で、社会保険労務士による就労相談が実施されています。

【平成27年度健康保険料率額表が公開されました】

協会けんぽの平成27年度の健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1ヶ月遅れの4月分（5月納付分）から変更となります。東京近郊の平成27年度健康保険料率は以下のとおりです。

都道府県名	平成26年度	平成27年度
北海道	10.12%	**10.14%**
茨城	9.93%	**9.92%**
栃木	9.95%	**9.95%**
群馬	9.95%	**9.92%**
埼玉	9.94%	**9.93%**
千葉	9.93%	**9.97%**
東京	9.97%	**9.97%**
神奈川	9.98%	**9.98%**

なお、介護保険料率については全国一律1.72%から0.14%引下げとなり、1.58%となります。詳しくは協会けんぽのHPをご覧ください。
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h27/h27ryougakuhyou

【労働時間法制のあり方について建議されました】

労働政策審議会は、平成25年9月から労働条件分科会において審議を重ねてきた結果、平成27年2月13日に厚生労働大臣に建議を行いました。主な内容は下記の通りです。

◆ 中小企業に猶予されている60時間超の割増率50%は平成31年4月より適用を拡大する。

◆ 36協定特別条項の書式が整備され、限度時間を超えて労働した労働者に講ずる健康確保措置を定めなければならない。

◆ 年次有給休暇の付与日数が10日以上である労働者については、使用者が時季指定するなどにより年5日について取得させなければならない。

◆ 長時間労働者の医師による面接指導制度に関し、管理監督者を含むすべての労働者を対象として、労働時間を客観的な方法その他適切な方法により把握しなければならない。併せて、面接指導制度の運用に当たり、管理監督者について在社時間等に基づいて要件の該当の有無を判断し、面接指導を行うものとする。

◆ フレックスタイム制について、清算期間の上限を、現行の1ヶ月から3ヶ月に延長する。

◆ 対象業務及び年収の要件を設定した上で高度なプロフェッショナル制度（ホワイトカラーエグゼンプション）を導入する。その対象者については、健康確保の観点から健康管理時間（事業場内に所在していた時間と事業場外で業務に従事した場合における労働時間との合計）を把握した上で、これに基づく健康・福祉確保措置を講じなければならない。

三平社会保険労務士事務所
東京都港区西新橋1-19-3　第2双葉ビル5F
TEL：03-3504-0071／FAX：03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。